

令和5年第2回那珂川町議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年6月6日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（13名）

1番	神場圭司	2番	矢後紀夫
3番	高野泉	4番	福田浩二
5番	大金清	6番	川俣義雅
7番	小川正典	8番	鈴木繁
9番	益子明美	10番	大金市美
11番	川上要一	12番	小川洋一
13番	益子純恵		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫	副町長	小松重隆
教育長	吉成伸也	会計管理者 兼会計課長	齋藤昌代
総務課長	笠井真一	小川出張所長	村上明美
企画財政課長	深澤昌美	税務課長	星善浩

住 民 課 長	石 井 里 子	生 活 環 境 課 長	杉 本 篤
健 康 福 祉 課 長	益 子 利 枝	子 育 て 支 援 課	藤 浪 京 子
建 設 課 長	横 山 和 則	産 業 振 興 課 長	熊 田 則 昭
上 下 水 道 課 長	加 藤 博 行	農 業 委 員 会 長	田 角 章
学 校 教 育 課 長	加 藤 啓 子	生 涯 学 習 課 長	高 瀬 敏 之

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	星 学	書 記	金 子 洋 子
書 記	奈 良 大 輔		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（益子純恵） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回那珂川町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（益子純恵） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（益子純恵） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（益子純恵） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、高野 泉議員及び4番、福田 浩二議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（益子純恵） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から8日までの3日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から8日までの3日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（益子純恵） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

最初に、請願及び陳情の取扱いについて、報告いたします。

今期定例会前の所定の日までに提出があり、受理したものは、陳情1件であります。これら請願及び陳情の取扱いにつきましては、去る5月30日の議会運営委員会で審議いたしました。

まず、お手元に配付した議長預かり議員配付文書表にある1件の陳情につきましては、議長預かりとし、議員全員に写しを配付することといたしました。

次に、前期定例会から今期定例会までの行事等について報告いたします。

詳細はお手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

3月28日、かねてより常設展示替えが進められていました、なす風土記の丘資料館及び郷土資料館のリニューアルオープン内覧会が執り行われました。議員各位にも出席いただいたところであります。

5月7日に、4年ぶりの開催となりました、第4回小砂環境芸術祭の表彰式及び懇親会が小砂コミュニティセンターで開催され、出席いたしました。

5月11日から10日間、春の交通安全県民総ぐるみ運動が展開されまして、議員各位にも朝夕の街頭監視活動にご協力をいただきました。

日頃から交通事故に遭わない、起こさないため、安全運転意識の普及や高揚に努めなければならぬと思っております。

5月23日に全国町村議会議長会主催の議長・副議長研修会が、24日に山梨県・栃木県共

催の町村議会議長・副議長研修会が東京で開催され、私と副議長で出席いたしました。

最後に、3月定例会以降、議長へ報告のあった各委員会の開催状況について報告いたします。

総務産業常任委員会は3月28日の1回、教育民生常任委員会は3月28日、4月25日の2回、委員会を開催いたしました。

議会運営委員会については、議会報告会のまとめや、定例会の運営協議のため、2回開催しました。

議会広報特別委員会については、議会だより第71号の編集等のために3月27日、4月18日、4月25日の3回開催され、5月10日に発行されました。

議会改革特別委員会については、本委員会は3月28日の1回、第1小委員会は5月16日の1回、第2小委員会は5月17日の1回開催いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（益子純恵） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 皆様、改めまして、おはようございます。

令和5年第2回定例会にご出席をいただきありがとうございます。

先週末、台風の影響による梅雨前線の影響で、近畿や東海地方をはじめ関東南部などで記録的な大雨となり、道路の冠水や河川の氾濫など各地で大きな被害が出ました。

幸いにも、当町においては大きな被害はありませんでしたが、これから梅雨や台風シーズンを迎えることから、今年度全戸配布いたしましたハザードマップを基に、避難所や災害時の準備品などを再度ご確認いただきたいと思います。

さて、新型コロナウイルスについてですが、5月8日から感染症法上の位置づけが2類相当から5類に引き下げられました。これに伴い、東京や観光地などでは外国人観光客が急増するなど、コロナ前の状況を取り戻しつつあります。

また、県内においても、各種イベントをコロナ前と同様に開催する動きが見られ、週末などを中心に人の流れが出てきている状況を見ると、地域の活性化にとって明るい兆しが出てきており、非常に喜ばしいことと感じております。

しかし、新聞やテレビでは、新型コロナウイルスだけでなくインフルエンザによる学級閉鎖などのニュースが報道されるなど、衛生面においてまだ安心できない状況にありますので、皆様も感染防止対策を心がけ、体調にはくれぐれもご留意ください。

それでは、3月定例会から今期定例会までの行政報告をいたします。

詳細はお手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

3月11日に馬頭中学校及び小川中学校で卒業式が実施されました。また、3月17日には馬頭小学校、馬頭東小学校、小川小学校の各小学校で卒業式が実施されました。今年度は4年ぶりに、学校だけでなく来賓が参加する形で開催されました。

3月22日に、「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会総会」に出席いたしました。総会では、令和4年度に開催された国体及び全国障害者スポーツ大会の事業報告や決算について審議されました。当町におきましても3B体操やゲートボールの会場となり、全国から多くの方にお越しいただき、大変盛り上がりました。

3月28日には、なす風土記の丘資料館常設展リニューアルオープン式典及び内覧会が開催されました。町や町議会などの関係者だけでなく、県文化財課長や県立博物館長を招待し、新たに展示替えを行った施設を見学していただきました。

4月11日には馬頭中学校及び小川中学校で、翌12日には馬頭小学校、馬頭東小学校、小川小学校の各小学校で入学式が実施されました。

4月17日、那珂川町行政区長連絡協議会総会が役場会議室で開催されました。行政区長の皆様には、行政運営において町と各行政区をつなぐ要として日頃よりご協力いただいておりますことに感謝を申し上げます。

5月11日から20日までの春の交通安全運動期間における街頭指導において、議員の皆様や交通安全協会の皆様などのご協力により、町民の皆様に安全運転をアピールすることができました。

5月22日に、私と吉成教育長で、栃木県教育委員会の阿久澤教育長に馬頭高校の存続に関する要望書を提出してまいりました。要望書で、馬頭高校は地域に根ざしたコミュニティ・スクールとして、地域を学ぶ「那珂川学」を取り入れているほか、授業の一環で農業を取り入れ、収穫した野菜を小中学校の学校給食に提供していること。また、全国で唯一である内

陸部の水産科において、ウナギの稚魚のふ化やホンモロコの養殖を可能にするなど、ほかには無い唯一無二の学校であることから、次期高校再編計画においても、再編や統合することのないよう強く要望いたしました。

5月28日に、馬頭・小川ロータリークラブの創立50周年記念式典が行われました。馬頭・小川ロータリークラブは、昨年、社会福祉協議会に福祉車両を寄贈していただくなど、これまでも地域の活性化に大変貢献いただいております。祝辞の中で、創立50周年のお祝いと、地域の発展のため、今後も変わらぬご支援・ご協力をいただけるようお願いしてまいりました。

終わりに、本定例会には、報告事項3件のほか、承認事項2件、議案では人事案件、条例改正、補正予算、契約締結など計8議案を提出しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（益子純恵） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（益子純恵） 日程第5、一般質問を行います。

◇ 大 金 清

○議長（益子純恵） 5番、大金 清議員の質問を許可します。

大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 始まる前に、マスクを取らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

おはようございます。公明党の大金 清です。

それでは、通告書に基づき3項目について一般質問を行います。

1項目、町道一渡戸大鳥線改良整備について。

2項目、対話型A I（人工知能）の導入について。

3項目、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について。

以上、3項目について質問しますので、誠実な答弁を期待いたします。

1項目、町道一渡戸大鳥線改良整備について、細目3点について質問いたします。

1点目、町道一渡戸大鳥線改良整備の経過と進捗状況について伺います。

2点目、町道一渡戸大鳥線の今年度の工事内容について伺います。

3点目、町道一渡戸大鳥線の起点から町道古館田町線との交差点までの改良整備計画について伺います。

以上、細目3点について伺います。よろしく願いいたします。

○議長（益子純恵） 町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 町道一渡戸大鳥線改良整備についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、改良整備の経過と進捗状況についてですが、本路線は、馬頭前山から健武大鳥までを結ぶ、総延長4.7キロの重要な幹線道路となっております。

平成2年度から平成15年度にかけ、路線終点部の健武、ゆりがね橋付近から馬頭片根地区までの約2キロメートルの区間を、市町村道路整備代行業業であります過疎代行により栃木県が整備を実施いたしました。

その後、平成20年度より町単独の道路改良事業において、片根地区から町道古館田町線までの約1.1キロを計画区間として、拡幅整備を進めてまいりました。

昨年度までに、関係者の皆様にご理解、ご協力をいただきまして、約0.9キロメートルの整備が完了しており、計画区間における進捗率は約82%となっております。

今後も、町民の皆様の日常を支える生活道路を総合的に整備し、安全・安心で利便性が向上する道路網の形成を図りたいと考えております。

以上であります。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させます。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） ご質問の2点目、今年度の工事内容についてですが、現在、未整備の区間につきましては、町道古館田町線との交差点や道路法線等を含め、関係機関と協議を進めているところであるため、本路線における改良整備工事の予定はございません。

今年度の工事につきましては、劣化した舗装の修繕や区画線の引き直しなど、本路線における修繕工事を予定しております。

次に、3点目、起点から町道古館田町線との交差点までの改良整備計画についてですが、現段階におきまして、起点であります町道田町久那瀬線交差点から町道古館田町線交差点までの改良整備計画はございません。

先ほども申し上げましたが、現在進めております町道古館田町線との交差点協議のほか、国道293号との交差点につきましても、関係機関と協議した上で、今後の改良計画について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） それでは、再質問に入ります。

1点目、町道一渡戸大鳥線の1日当たりの交通量、分かればお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） 1日当たりの交通量のご質問にお答えいたします。

本路線におけます交通量調査は実施しておりませんので、正確な交通量は把握してございませんが、朝夕の通勤・通学をはじめ交通量が多い状況は認識しております。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 本来であれば、その計画時点で調査をするということになっておりますけれども、過去のデータはございませんか。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） ただいまのご質問にお答えします。

設計時の付近の道路状況から1日当たり1,500台以上4,000台未満を想定して、当時の路線の設計は行っております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 大変に交通量も多いということでございますので、一渡戸大鳥線と国道293号との交差点の交通事故が、私、近所ですので、かなり多くあったと記憶しております。

この点についてもし掌握していれば、何件あったかお知らせ願いたいと思います。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） ただいまの国道293号交差点との事故の件数についてのご質問にお答えいたします。

平成26年から令和5年の10年間で人身事故2件、物損事故12件、合計14件の事故があったと聞いております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

[5番 大金 清登壇]

○5番（大金 清） この件数につきまして、これは警察で入ったような事件でしょうか。その点をお伺いします。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの件数につきましては、警察から情報をいただいた内容でございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

[5番 大金 清登壇]

○5番（大金 清） 警察に届けてあるのが14件という答弁がありましたけれども、実際、本当に年間大小かわかわらず警察に届けていないものも私は若干見受けられるなど、こう思っております。

いずれにしても、交通事故のないような対応をしていただきたいなど、こう思います。

2点目に入ります。

今年度、改良整備工事はないという先ほどの答弁でありましたが、今まで継続して工事は実施されてきましたね。今年度、なぜ改良整備工事が実施されないのか、その理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） 本年度、改良整備工事が無い理由についてのご質問にお答えいたします。

現在、未整備となっている区間につきましては、県立馬頭高校側が切り立った見上げの法面、町営古館住宅側は見下げの法面となっております、交差点協議の結果によりまして、

道路の法線や工法等の検討が必要となりますので、今年度は工事を一時休止にしまして、交差点協議後、改めて再開したいと考えております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 本来であれば、工事最中にその交差点の協議とか、やるのが筋かなと思いますけれども、そういう事情だということですので、分かりました。

工事が中断するということになると、国庫補助とかいろいろなことについて、困難をきたす。困難をきたすということは、今度、工事をやる際に継続するのが大変かなと思います。この点について、その辺の危機はないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） ただいまのご質問にお答えいたします。

本路線の事業は、町単独事業において整備を進めております。工事が中断してしまうことで、本路線を通行される皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、交差点の協議の結果に基づいて、工事再開のめどが立ちましたら工事費の予算を要望しまして、予算が確保できていれば事業再開、継続は可能であると考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 分かりました。

町道古館田町線との交差点の関係で、県関係機関と協議していると思いますけれども、今まで何回協議されたのか、その点についてお伺いします。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） 交差点協議の回数についてのご質問にお答えいたします。

昨年度までに関係機関と3回の交差点協議を実施しております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 本来ならば、交差点協議の中で今の協議している交差点から未整備な1.6キロの部分も計画していかなければならないと私は思っておりますけれども、その点に

ついて、町の考えをお伺いします。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在行っております交差点協議につきましては、本線と町道古館田町線の交差点についての協議が主な内容となっております。その先の国道293号との交差点についても視野に入れた検討を行っているところであります。起点から国道293号までの改良整備計画につきましては、交差点協議の結果に基づき検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 初めの答弁の中で、課長から、未整備の計画の1.6キロの間で舗装工事、修繕を実施するというような内容の話がありましたけれども、金額的に、規模的にどのような修繕をするのか。内容についてお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） 今年度の修繕工事の内容についてお答えさせていただきます。

詳細な箇所につきましては、今後の調査により決定をしていきますが、修繕工事費として500万円の予算を確保してございます。

○議長（益子純恵） 大金 清議員、質問が1つ戻ってございましたので、順次、細目に従ってお願いいたします。

大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 分かりました。

3点目、起点から国道293号との交差点までの改良整備計画はないと先ほど答弁がありました。この1.6キロの区間において交通事故が多発している危険箇所が、私から見れば4か所ございます。1つ目が信号のない国道293号の交差点であります。2つ目が前山地内の急カーブのT字路の交差点であります。3点目、平館地内の見通しの非常に悪い急カーブがあります。4点目、道路の起点になりますが、町道田町久那瀬線のT字路交差点から延長して200メートルぐらい、冬場の路面凍結、これがございます。

以上のことから、残りの1.6キロ区間の道路整備計画を早急に計画すべきと考えております。この点について、もう一度確認をしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたし

ます。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） 未整備区間についても早急に計画すべきというご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、起点から国道293号までの区間につきましては、信号機のない交差点のほか、見通しの悪いカーブの箇所、冬期の路面凍結など、町としても把握しているところでございます。

国道293号との交差点への信号機の設置につきましては、毎年度、町から交通管理者に対しまして信号機の設置を要望しているところでございます。

また、安全対策につきましては、区画線の引き直しや注意看板の設置、冬期における融雪剤の設置など安全対策を実施しているところでございます。

今後の整備計画につきましては、繰返しになりますが、交差点協議の結果を踏まえた上で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 私も一般質問でこの件については何度か質問させていただいておりました。この町道一渡戸大鳥線の道路の町として位置づけをどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） この路線の位置づけについてのご質問にお答えいたします。

本路線は、町において一級の町道に認定しており、町の中心市街地と東部地区を結ぶ幹線道路でございます。

また、災害時等におきましては、県が指定します緊急輸送道路の主要地方道矢板那珂川線と並行していることから、緊急輸送道路に被害があった場合は、代替の緊急輸送道路として支援物資の輸送や災害復旧などの役割を担う路線でありますので、日常生活だけでなく、防災の観点からも重要な路線であると考えております。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 町民の皆様が安全・安心な計画道路を実現させていただきたいと、このように強く要望して、2項目の質問に入ります。

対話型A I（人工知能）の導入について。

栃木県において、対話型A I導入を9月から本格的に導入すると明らかにされております。デジタル技術を活用した業務の効率化や県民の利便性のアップに向けて取り組みたいと進めているところです。

そこで、細目3点について伺います。

1点目、対話型A I（人工知能）を活用するため、町の職員の研修を行っているか伺います。

2点目、対話型A I（人工知能）を活用している近隣市町の状況について伺います。

3点目、町の業務や教育委員会の業務に対話型A I（人工知能）を先駆けて導入する考えはあるか、伺います。

以上、細目3点についてお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） 対話型A I（人工知能）の導入についてのご質問にお答えします。

まず1点目、活用するための町職員の研修についてですが、対話型A Iとは、人とコンピューターの会話をより人間同士の会話に近いものにするための技術であり、人があらかじめ質問を予測して回答例を覚えさせるものではなく、A Iが人の質問に対し自動で回答を行うため、より自然な会話ができるものであります。

自動での会話は自然言語処理や機械学習によるもので、会話をすればするほど精度も高まり、より人間同士に高い会話が可能になるもので、業務改革を目的としたDXであり、対話型A I（人工知能）はその1つの手法であります。

町では、今年度、県の事業であるDX推進アドバイザー派遣事業を活用し、職員全体の意識向上を図ることを目的とした研修会を予定しております。

また、研修会とあわせて、本町におけるDX推進の在り方については、庁内の調整担当者会議の中でも検討していく予定としております。

次に、2点目の活用している近隣市町の状況についてですが、現在、那須塩原市において、業務軽減につながるとして、近く試験運用を開始する計画となっておりますが、大半の市町において導入の是非を検討している状況です。

なお、県内市町の状況ですが、栃木市において、業務のサポートとしての位置づけで、試行段階ですが、既に導入をしております。その他、鹿沼市と小山市が庁内で利用体験や実証実験を行っております。

また、県では、職員の業務負担軽減や県民サービス向上を目的に、試験運用を実施している状況で、9月からは本格的に運用を開始するとの新聞報道がありました。

次に、3点目の町の業務や教育委員会の業務に先駆けて導入する考えがあるかについてですが、対話型A I（人工知能）は、民間企業を中心に活用が始まっておりますが、機能的にはまだ発展途上であり、法令違反に抵触することや個人情報の漏えい、偽情報等の拡散に悪用されることなども指摘されておりますので、慎重に対応したいと考えております。

町では、1点目のご質問でお答えさせていただきましたとおり、D X推進アドバイザー派遣事業での研修会等を実施し、庁内での使用ルールや今後の導入活用につきましても、近隣市町の状況と併せ調査研究をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 再質問に入ります。

1点目、近い将来、必ずこの対話型A Iを導入せざるを得ない事態になると思います。導入に向けて積極的に調査研究や研修をすべきであると思います。

本年度4月時点で16市町において、デジタルトランスフォーメーション、D X推進計画や方針を策定したと明らかになっています。計画策定は市町の努力義務となっておりますが、町の現状についてお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご指摘の対話型A Iにつきましては、今後、技術の向上が図られるものと考えており、より有効的なシステムになることは間違いないと思われま。

これから導入するとかしないとかという問題ではなく、どのように導入していくのがかいいのかという問題であると認識しておりますので、積極的に調査研究を実施してまいりたいと思います。

D X推進計画の策定につきましては、努力義務でございますけれども、本町においても適当な時期に作成する必要があると考えてございます。作成時期につきましては、今後、町の

D X推進の在り方検討の中で協議することになりますけれども、町の第3次総合振興計画と合わせて作成していくことがよいのではないかと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 2点目の近隣市町の状況については、了解をいたしました。

3点目、5月26日、下野新聞に載っておりますけれども、町長も見ていると思いますが、下野新聞に、生成型A Iの業務利用導入検討、県内18市町と、一面に大きく載っております。残念ながら我が町、導入の予定はないと回答がありました。A Iは町民サービス向上、業務効率を改善する可能性が非常に大きいと言われております。

アンケートで導入の予定はないとの回答でございましたけれども、現在もその答えに変わりはないか、お伺いをさせていただきます。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えします。

新聞報道につきましては、導入予定なしということで報道されたところでございますが、必ずしも導入を否定した回答ではございません。現時点では、検討する前段階での導入予定なしという状態を純粹に回答したまででございます。ご理解をお願いしたいと思います。

現状につきましては、今後の調査研究をした上で、当町にとって最良の導入方法や時期について、また町民へどのような効果をもたらすか、さらには費用対効果等を合わせながらの検討となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 米国のゴールドマン・サックス社が3月にまとめた報告によりますと、生成型A Iが普及することにより生産性が非常に高まる、世界の国内総生産G D Pが7%引き上げられるとも言われております。

また、米国の新興企業のオープンA IのチャットG P Tの利用者数が本年1月で既に世界で1万人の人が利用されていると、この報告もでございます。

生成型A I導入について、国内外での利用者を見ても、これから導入が必要になると思いますので、この点もしっかりとよろしくお願ひしたいと思います。

いずれにいたしましても、近い将来は生成型 AI は導入すべきであると思いますので、導入の準備態勢についてはしっかりとお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、3項目に入ります。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について。

5月8日から感染症法上の位置づけが5類へと移行したことに伴い、細目3点について伺います。

1点目、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の感染が疑われる患者の町内の医療機関の受入れ体制について伺います。

2点目、認定こども園や小中学校で新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について伺います。

3点目、今後懸念される第9波に向けて、町の対応について伺います。

以上、3点について伺います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応についてのご質問にお答えします。

まず1点目、町内医療機関の受入れ体制についてですが、国は5月8日、新型コロナウイルス感染症を感染症法上、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に移行しました。患者が国内で確認されてから約3年、8回の感染拡大の波が生じた新型コロナは、法律に基づき、行政が国民に対策を要請、関与する仕組みから、個人の自主的な取組を基本としております。

県では、コロナ新ステージへの取組方針を示し、自主的な感染対策の促進や身近な医療機関で必要な医療が受けられる体制の構築、高齢者施設等への支援などを段階的に進めているところです。

町内医療機関の受入れ体制について、各医療機関に伺ったところ、発熱など症状がある場合は、今までと変わらず、事前に電話連絡してからの受診をお願いしたり、発熱外来を設け、一般診療と分けて診察を行うなど、感染防止を講じつつ、スムーズな診療体制が図れるよう工夫されていると聞いております。

また、病状によっては、那須南病院や那須赤十字病院などの二次救急医療機関との連携も、ほかの疾患同様、可能であると聞いております。

なお、県では、発熱などがある場合に対応可能な医療機関について、外来対応医療機関と

して指定し、県のホームページ上で公表しており、町内の6医療機関についても把握できるようになっております。

次に、2点目、認定こども園や小中学校で感染した場合の対応についてですが、認定こども園及び小中学校では、5類感染症移行に伴う今後の対応について、保護者宛てに通知し、園や小中学校の方針や対応について周知をしています。感染後、登園、登校するまでの期間については、発症日をゼロ日目として5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでの期間としております。また、濃厚接触者の特定は原則行わないため、制限はありませんが、保護者等からの感染防止のため、休ませたいと要望があった場合には、無理に登園、登校させずに休養をお願いすることとしております。

次に、3点目、第9波に向けた町の対応についてですが、5類感染症に変更されたことにより、感染症対応については個人や事業者の判断に委ねることが基本となりましたので、県の相談、受診体制について広く住民に情報を周知するため、5月上旬にチラシを全戸配布するとともに、ケーブルテレビ、ホームページに掲載しております。

町としては、重症化リスクを軽減させるため、5月17日より新型コロナワクチンの集団接種を開始しております。高齢者福祉施設についても、巡回接種を開始しております。

感染症法上の位置づけが見直されておりますが、高齢者や基礎疾患のある方にとって危険な感染症であることは変わりありませんので、国や県の方針に沿って、町医師会と連携しながら、引き続き必要な対応を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 再質問に入ります。

1点目、感染症5類移行に伴っての周知については、今ありましたけれども、那珂川広報や有線テレビ放送、ホームページなどで周知をされております。内容についても拝見させていただきました。

ところが、国や県の指導に沿った、そのままの形式だと私は思ってしまいました。やはり町民の立場に沿った、分かりやすい、町独自の内容にすべきではなかったかと、私はこう思います。この点についてお伺いします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

情報提供については、国・県の情報をまず参考に検討しまして、簡潔にまとめたものを提供させていただきました。

しかしながら、表現が分かりづらかったとか、住民に分かりやすくなっていたかというところに関しては、再度、定期的にホームページ等についても更新をしていきたいと考えているところでもありますので、住民の方に分かりやすく、生活に生かしていけるような情報を提供していきたいと思っております。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 一番心配しているのは、本当に体調が悪いときに、気を遣わずに安心して普通にかかりつけの病院に行って診断してもらえるということが一番大事だと、このように私は思っています。この点についてお伺いします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

体調が悪いときにかかりつけ医の病院に気軽にかかれることが一番大事だというようなご質問についてですが、そちらについては、医療機関に確認したところではありますが、やはり医療機関としても、感染防止については非常にシリアスに考えておりまして、国においても、特にマスクの着用については、重症化リスクの高い医療機関、あとは高齢者福祉施設等については推奨しているところでありまして、医療機関においては、やはり事前に電話をいただきたいというご意向を多数聞いております。

しかしながら、各医療機関とも窓口等で張り紙を張らせていただいたり、あとは窓口で状態を伝えていただければ、その状態に合わせてどのようにしたらいいのか検討すると聞いております。中では、感染防止を防ぐためにインターホンを使ってやり取りをするなどの工夫もされているようですので、体調の悪いときにはまずは病院のほうに、電話でも窓口でも結構ですので、一度ご相談いただければと思っております。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 分かりました。

5類移行後に町内病院での外来受付においてトラブル等の問題点はなかったか、把握して

いれば、この点についてお願いします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 外来受付でのトラブル等については、トラブルはなかったと把握しております。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 同じような質問になりますが、5類移行後、町民からコロナ感染症に対するクレーム等、町にどんな問合せがあったか、お伺いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 町民からのコロナ感染症に対するクレーム等について、どのような問合せがあったかというご質問についてですが、特にクレーム等はございませんが、5月17日から開始しておりますワクチンに対する問合せは多数受けております。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 5類に格下げになったということですが、県や国の関係機関に対して、コロナに関することで町から要望とか、意見とか、問題点についてどんな点を問合せしているか、していればその内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 県や国の関係機関に対して、問合せをしているかというご質問に対してですが、こちらは、県のほうに質問させていただきました。県の対策会議において、今後どのような予定があるのかという質問をさせていただいたところであります。

また、感染者数の定点把握についての問合せについても質問をさせていただきまして、県の対策会議については、感染状況に応じて随時開催をしていき、県情報等については、随時市町村に流していきたいという回答でした。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 5類後に、感染者数が週に1回のみ公表になっております。定点把握の

指定を受けている医療機関は県内で76か所と聞いております。町内の医院、病院において指定を受けているところがあるか、この点についてお伺いします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 定点把握の指定を受けている医療機関があるかどうかのご質問については、県に問合せをしたところ、定点把握の医療機関については、医療機関名は公表はしていないという回答でした。

ただ、県北については、13の医療機関が指定を受けているということは、ホームページ等でも公表されているところです。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 町内でもしも感染者が出た場合、感染者数の把握を町ではどのようにされるのか。この点についてお伺いします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 先ほどのご質問のとおり、感染者数については、法律上、定点把握ということとなっておりますので、町内の感染者の把握については、行っておりません。

ただ、県北地域等の数は、定点把握のところで確認することができますので、そちらの数は判断材料にできているところだと思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員、細目の内容に従って質問をお願いいたします。

大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 2点目に入ります。

5類後の認定こども園の園内の日常生活の対応についてをお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

5類移行後の認定こども園での日常生活の対応ということでございますが、認定こども園では、5類に移行された後でも、基本的な感染症対策、3密の回避、手指の消毒、うがい、換気などは継続して実施しております。

園での活動においては、園児等のマスクの着用は求めないことを基本として、活動してい

るところです。

また、園内の行事等につきまして、親子遠足を先月5月に久しぶりに実施したところでございます。少しずつコロナ禍前の生活に戻している状況でございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 同じことになりましたが、小中学校での日常生活、学校生活での対応についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

5類移行後の小中学校での日常の学校生活対応についてでございますが、小中学校の日常においては、適切な換気と手洗いの徹底や咳エチケットの指導をしております。

学校教育活動においては、児童生徒及び教職員にマスクの着用を求めないことを基本とし、差別、偏見がないよう適切な指導を行っています。

流行が見られるときには、マスクの着用を促すこともあります。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 児童生徒が感染した場合、約5日間休むわけですが、この間の給食費の取扱いについてはどのような取扱いをするのか、その点についてお伺いします。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

児童生徒が感染して約5日間休んだ期間の給食費の取扱いについてでございますが、病気や事故等の事由で給食を受けない日が引き続き5日を超えた場合は、学校長の証明により学校給食費を日割りで算定しております。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 5類以後、児童生徒の学校生活の中で困った点がございましたならば、その点、分かる範囲内でお伺いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 教育長。

○教育長（吉成伸也） ただいまのご質問にお答えします。

5類移行後の学校生活の中で困ったことをございますけれども、いわゆる濃厚接触者の特定ができないということをございますので、子どもたちは無症状で、だけれども病原体を保有している、そういった児童生徒も通常の学校生活を送っております。したがって、家族に感染者が出てしまいました、そして子どもたちがいわゆる濃厚接触者ということで休ませていたんですけれども、学校生活を送っている可能性があります。そうしますと、感染が拡大をしてしまう可能性がございます。この点については、非常に学校現場では苦慮している状況にあります。

何とか保護者の方の協力をいただきまして、無理をなさらないで、子どもたちの症状が出るか出ないかといったところを見極めながら、学校に登校させていただくようお願いをしているところをございます。

保護者としても、家族に感染が確認された場合に、自分の子どもたちを学校に登校させていいかどうかの判断を自分でしなければならないところについては、これは非常に判断が難しいところです。

ただ、子どもたちは、5類に移行したことで、マスクを着用することの息苦しき、それから解放されておまして、冒頭の議長の挨拶にもありましたけれども、運動会等では声を出して応援をするといった様子が見られましたので、生き生きと学校生活を送れているところをございます。

以上をございます。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） では、3点目に入ります。

感染者数は週1回公表されているということで先ほど申し上げましたけれども、県内において、県北で感染者数が多数出ているという状況をございます。本町の感染状況、もし分かれば伺いたいと思います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまのご質問にお答えいたします。町内の感染状況については、数は把握できておりません。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） もし感染症の9波が来た場合であります、町が対応せざるを得ないということになります。町民の皆様が安心してかかりつけの病院に診療できるような体制を整えていただき、また一番重要なことではありますが、情報を町民と共有できるような周知徹底を図っていただきたいと思います。ここが大事だと思いますので、この点についてお伺いします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 第9波に向けての取組ということですが、定点医療機関からの報告ということで、県が情報を集約しております。その中で、定点把握の数が警報レベルなのか、注意報レベルなのかという判断を、今後、県のほうでしていくと伺っております。

ただ、その時期がいつになるのかは、コロナの感染者のデータがまだ集まっていない状況にあるということをお伺いしまして、町としては、いつ頃この警報が出されるのか決定いただくよう、県のほうにお願いはしているところです。

以上です。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 万が一コロナ感染症の9波が来てしまった場合、町民の命と暮らしを守るために、町一丸となって取り組まなければなりません。

最後に、町長に考えをお伺いして終わりにしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 町長の考えをということでございます。

5類になってからも、我々はそれ以前と同じように危機感を持っております。

ただ、先ほど健康福祉課長がお答えしたとおり、感染者の情報、数の情報など、従来よりも非常に粗っぽくなっているのは確かでございます。定点医療機関、県で決めた医療機関、ここの数字を基に感染者数を把握している、こういう状況にありまして、なかなか当町における実数、これを把握できるものではございません。

それと、議員おっしゃるように、町民が安心してかかりつけの医療機関にかかれるようにとおっしゃいましたけれども、そちらのほうも町民、患者さんのほうが自覚症状があれば、当然、医療機関のほうに電話等で連絡していただいて、医療機関から、車の中で待っていな

さいとか、もう来てくださいとか、いろんな指示があろうかと思います。それをしっかり守っていただきたいと思います。そうでないと、症状のある方が一般の患者さんと同じ待合室に入ってしまうこと自体、下手をすれば障害とかそういうことにもなりかねません。ですから、町民の方にも、新型コロナウイルス、まだまだ安心できないということを自覚していただいて、もし症状があるときは、まずは電話で連絡していただきたい、このように考えております。

町でも、できる限りの情報は収集したいと思っております。ですから、住民の皆様いろんな情報がありましたら、町の担当にご連絡いただき、情報から正確性を増したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（益子純恵） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 町長の支援に期待して、本当にありがとうございます。

これから、コロナに関しましては万全を期して取り組んでいただけるようお願い申し上げます、公明党、大金 清の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（益子純恵） 5番、大金 清議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時25分

○議長（益子純恵） 再開します。

総務課長。

○総務課長（笠井真一） 私から、日程第4、行政報告の中で資料の訂正をお願いしたいと思っております。

日付の訂正でございます。

小川小学校運動会並びに馬頭、馬頭東小学校運動会ともに雨で順延をされてございます。小川小学校運動会6月2日とあるのを6月5日、馬頭、馬頭東小学校運動会6月3日とあるのを6月4日に訂正をお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

◇ 鈴 木 繁

○議長（益子純恵） 8番、鈴木 繁議員の質問を許可します。

8番、鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 8番、鈴木 繁です。

今回の質問に先立ち、マスクを外して質問することをお許してください。

改めまして、8番、鈴木 繁です。

通告書に基づき一般質問を行います。

今回は2項目について、私は執行部に質問をいたします。

1つ目の項目は、有害鳥獣駆除についてであります。

2つ目の項目は、イノシシ肉加工施設運営についてであります。

執行部の建設的な意見を期待いたします。

それでは、早速質問に入ります。

1項目の有害鳥獣駆除について質問をいたします。

高齢化社会で農業従事者の後継者不足の中、有害鳥獣による農作物への被害は、栃木県全体としては平成22年から減少傾向にはありましたが、平成30年からは増えも減りもせず、平行線をたどっている状況でございます。

那珂川町でも、農作物への被害は深刻な問題であります。

そこで、細目4点について質問をさせていただきます。

1点目、有害鳥獣の捕獲状況についてお伺いをいたします。

2点目、これまで実施した有害鳥獣駆除対策により農作物被害がどのように推移したのか、お伺いをいたします。

3点目、イノシシを捕獲するためのくくり罠の普及と技術向上について、町の考えをお伺いいたします。

最後の4点目、狩猟者の高齢化により人材が不足し、後継者の育成が急務と考えますが、町の考えをお伺いします。

以上、4点について最初の質問をさせていただきます。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの有害鳥獣駆除についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、有害鳥獣の捕獲状況についてですが、町では主にイノシシが捕獲されており、その捕獲数は、令和元年度は467頭、令和2年度は425頭、令和3年度は188頭、令和4年度は212頭となっております。令和元年度をピークに減少傾向にありましたが、昨年度は微増となりました。

次に2点目、農作物被害の推移についてですが、イノシシによる農作物被害は、平成24年度がピークとなり、被害面積は9.8ヘクタールで被害額1,076万円でしたが、被害額は年々減少し、令和4年度は被害面積が2.9ヘクタールで被害額129万円となりました。直近の3か年平均は、被害面積が約2ヘクタールで被害額が約200万円推移しております。

次に3点目、くくり罠の普及と技術向上についてですが、くくり罠の普及については、栃木県及び那珂川町鳥獣被害防止対策協議会で、毎年くくり罠を狩猟者に配布しております。

また、くくり罠の技術向上について、狩猟者を対象に、毎年秋頃、狩猟者に配布したくくり罠の使い方に関する研修会を開催しております。あわせて大学の先生を講師に招き、イノシシの生態や豚熱に関する研修会を実施するなど、引き続き、狩猟者の知識と技術の向上を図ってまいります。

次に4点目、後継者の育成についてですが、町が把握している狩猟者の年齢について、ここ数年は新たに若い世代の方が狩猟免許を取得されていますが、全体で見れば60代以上の方が8割を超えており、依然として高齢化が進んでおります。狩猟者の高齢化による人材不足が原因で農作物被害を増加させないためにも、狩猟者の後継者の育成は急務であり、そのために、町として支援策のさらなる充実と、若い世代への働きかけをしてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、細目1から再質問をさせていただきます。

ただいまの課長の答弁の中で、やはり当町においても減少傾向との答弁がございました。

町が思うに、このデータから、イノシシの生息数が減ってきていると考えていいのでしょうか

か。町としての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

狩猟者の数はここ数年増減はなく、イノシシの捕獲数が極端に少ない地域もないことから、イノシシの生息数は年々減ってきていると考えております。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） それでは、細目1について再度、質問をさせていただきます。

私もちよっと県とか全国のデータを調べさせていただいたんですけども、栃木県では、令和4年度栃木県指定管理鳥獣捕獲等事業計画というものがありますが、主にこれはイノシシを捕まえるための計画と思いますが、昨年は令和4年7月20日から今年の3月31日まで県が実施をされました。この那珂川町の区域においては、小川地区の片平という地区があるんですが、片平地区において8月5日から去年の9月30日の期間に県が捕獲実施を行いました。

その捕獲した状況というのは、町と県との情報等の共有はあったのか、その点をお伺いします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

県の計画は、栃木県が国の交付金を使いまして公益的にやる捕獲となっております。この計画は、ホームページ上で公開はされております。罾の設置について、市町への調整や連絡、捕獲報告はされておられません。

また、令和4年度の実績は、後ほど評価報告書を作成し、県のホームページに公開される予定と聞いております。

以上です。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） それでは、再度1項目についての質問ですけれども、それでは、先月5月、那珂川町において猟友会の皆様をお願いして、カラス等の駆除を行ったと思うんですね、カラスとカモとサギ等の鳥の駆除を行ったと思うんですけれども、それについての成果というのはどのようなものなんでしょうか。お伺いをさせていただきます。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

先月行いましたカラス、カルガモ、サギ等の駆除について、猟友会のほうでただいま集計中であります。まだ成果のほうは頂いておりません。

昨年度実施した実績ですと、カラスは17羽、カルガモは75羽、サギは29羽の捕獲となっております。

以上です。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） まだ、本当、5月に終わったばかりなんでデータは出ていないということですが、昨年のデータがカラス17、カルガモ75、サギ29ということで捕獲の情報をお伺いしました。

それでは、それについて再度質問させていただきます。

今回5月、駆除に参加をされた小川、馬頭両地区の猟友会の皆さんは2日間、たしか2回に分けて、計4日間、駆除作業を行ったと思うんですけども、参加した猟友会の皆さんの中には、お仕事を休んで協力している方もいるでしょう。そして、駆除に使用する猟銃の弾は、鉄砲の弾、実弾、弾は、これは自分でお金を出すと、自己負担で駆除に当たっているということをお聞きしています。弾も、聞くと、結構ばかにならない金額だそうです。そういう方で、駆除に協力をされた猟友会の方々の報酬、そのような方たちにはどのように払われているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

猟友会には、毎年、有害鳥獣捕獲業務を委託しております。この業務は、年間を通して鳥獣駆除をしてもらう内容となっております。主に行うのがカラス、カルガモ、サギ等の駆除になります。駆除にかかった経費につきましては、委託料の中から支払われることになっております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） それでは、再度質問をさせていただきます。

今、課長答弁の中で、猟友会のほうに委託料ということが出たんですけども、委託料の中から支払われるとあるんですが、この委託料の件についてちょっとお伺いしたいんですが、この委託料の詳細を教えてください。月で払っているとか、年間で払っているとか、馬頭と小川にそれぞれ猟友会があるんですけども、その辺の細かいところをお話してください。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

猟友会南那須支部馬頭分会と小川分会があるかと思うんですが、それぞれに年間20万円で委託をしております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 了解いたしました。両分会に20万ずつ、その中から今回のそういうのを払われているということで、承知いたしました。

それでは、細目1の質問を終わりにいたします。

細目2の再質問をさせていただきます。

栃木県でのイノシシによる農産物の被害、これは平成27年から右肩下がり、いわゆる減少傾向にあるんですね、調べたんですが、しかし、地域別というのがあるんですけども、栃木県でも、こちらの那珂川町、県東地域、八溝山系なんですけど、ここの地域は、県北地域と県南西地域を足した数より実は多いんですね。これまで実施した那珂川町での有害鳥獣駆除対策について、主な駆除対策をお聞きしたいと思いますので、答弁のほうよろしく願います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

主な駆除の方法としましては、くくり罠と銃による駆除となっております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 手法が2つということで、くくり罠と銃ということで、全国的にはほかには箱罠みたいなものもあるんですけども、那珂川町はくくり罠と銃ということで答弁いただきましたので、その件については了解をいたしました。

それでは、細目3について再質問をさせていただきます。

那珂川町の鳥獣被害防止対策協議会がくくり罠を配布しているとの、先ほど課長答弁がございましたが、那珂川町鳥獣被害防止対策協議会とはどのような組織なのか、お伺いをさせていただきます。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの協議会は、鳥獣被害を防止するためにつくられた組織であります。猟友会や森林組合、栃木県などが構成団体となっております。協議会の運営は交付金、雑収入をもって充てております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） この運営団体は交付金または雑収入で運営しているということで、了解をいたしました。

それでは、再度、細目3についての再質問をさせていただきたいんですけれども、毎年秋頃にくくり罠の技術向上のための狩猟者を対象に研修会の開催という答弁もございました。

新たにくくり罠の技術継承のためにも、これは必ず必要だと思うんですけれども、那珂川町としては、その件についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

栃木県猟友会では、新たな狩猟免許を取得するというような方を対象に、任意の事前講習会を実施しております。そのために、基本的に狩猟免許を持つ方はくくり罠の技術を持っているものと考えております。

町の研修会は、知識の補足や習得、あとは安全の確認といったところに重きを置いて行っております。

これから新たに狩猟免許を取得したいという方に対しては、そういった講習会への参加を勧めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） それでは、再度1の細目3についての質問なんですけれども、今、答弁で栃木県の猟友会の話が出ましたね。猟友会が主体となって、任意ではありますが事前講習会をやっているということで、今、答弁をいただいたんですけれども、栃木県猟友会で開催する事前講習会というのは、どのような方法で皆さんに周知をされているのか。ちなみに、私はまだそういうのに興味がないので分からないんですけれども、もしそういう形で参加したいと思う人がどのような形で周知を受けているのか、その点をちょっとお伺いします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

事前講習会の案内は、産業振興課の窓口等にもアンケートが置いてあります。また、栃木県猟友会のホームページにも掲載されております。猟友免許の取得等の相談に来られた方には、パンフレットとホームページを案内しているところでございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 了解いたしました。

事前に、興味ある方だったら自分で探されると思うんですけれども、何かの節でこういうのに出会って、少しでも、ああ、こういう方向で、じゃ、自分もちょっとやってみたいという方もいる場合に、町の産業振興課の窓口にはパンフレットがあるということなので、承知をいたしました。

それでは、細目3についての質問を終わります。

最後、細目4点目について質問をさせていただきます。

先ほどの細目4点目の答弁の中で、狩猟者の年齢が全体で8割以上の方が60代以上ということで、これは全国的に見てもかなり、うちの町に限らず、高齢化で悩んでいるということは私も把握はしております。

ところで、行政としてのお金的な財政支援というのは、これ必要なんですけれども、それとともに、人的支援で問題軽減にも私はなると思います。

これは一例なんですけれども、例えば、岐阜県に2009年から狩猟の6次産業を目指すNPO法人が実は誕生しています。これは全国的にもかなり注目を浴びています。今はたしか法人化されて、猪鹿庁という会社になっていると思うんですけれども、チョウというのはちゃんと、何々省庁の庁ということで、イノシシと鹿、それを省庁の庁という形でやってい

て、すごく若者がその組織の中で、NPO法人として地域に貢献しているということを私も調べました。

当町においても、そういう形ではないんですけども、現時点で何か計画や具体策等がもしあれば、お伺いをしたいと思うんですけども。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

当町におきましては、そういった計画がございませんので、今後、他市町の先進事例について調査を行い、どのようなものが当町に合うか等の検討を行い、取り入れるべきものについては取り入れていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） まだ具体的な煮詰まった案がないということなので、ぜひとも先進事例等を研究して、町でも町独自の策を早急に考えていただきたいと思うんですけども、それでは、細目4について再度質問させていただきたいと思えます。

高齢化により、狩猟者が不足してきますと、イノシシを捕まえた後に、イノシシを止め刺し、これは業界用語だと思うんですが、イノシシを殺して一命を刺すために、止め刺しという作業をお願いする人がなかなか見つからないという状態があるみたいです。私も何件か聞いています。猟銃の資格を持っている方でしたら、罾のところに行って止め刺しをその場でできるんですが、猟銃の資格はないんですけども、罾の資格がある方は、猟銃の資格等を持っている方に連絡を取って止め刺しを頼むと、そういう形で連絡を待っているそうなんです。なかなか那珂川町でも猟銃の免許を持っている方、連絡を取っても都合がつかなくて、場合によっては、イノシシを捕まえてもその日に止め刺しができなくて翌日とかになってしまうという、これはちょっと危険な状態ですよ。その件に関して町はどう考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

狩猟者の減少は課題の一つになっておりまして、止め刺しができない方がいるということは認識しております。

この状況が続けば、町の有害獣の捕獲に支障が出るということは、町としても考えており

ます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 町としても、支障が出るという認識は持っているということで、これはまさにそのとおりです。早急な対策をこれは練らないと、大変なことになると思います。

そこで、1つ私としての提案をお話しさせていただきたいんですけども、現在、イノシシ肉の加工施設の職員で猟銃の免許を持たれている職員が2名、若い方がいらっしゃいます。加工施設の職員も業務の一環として、もし狩猟された方が刺し止めの方に連絡が取れず、途方に困っている場合に、イノシシ加工施設に電話して、止め刺しをお願いしたい、頼めるとなった場合には、狩猟の方も安心して罠の設置もできると思うんですよね。

それですので、加工施設の職員も業務の一環として止め刺し作業ができればと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

現在、加工施設の職員の業務には、刺し止めの作業は入っておりません。そのため、加工施設の業務の一環として、止め刺しを行わせることはできないような状況にあります。

今後も、加工施設の業務として止め刺しの作業を追加することは、町としては考えておりません。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 今現在では、加工施設の職員が銃を持って処理作業をするということは、これは多分認められないというのは、私も重々に把握しています。なので、今すぐとは言いませんけれども、何か具体的な策を考えなければだめだと思うんで、私はそれでそういう提案をしました。

それでは、止め刺し作業を那珂川町では追加することは考えていないということ、今、答弁いただいたんですけども、そうしますと、現在、町としては何かそれに対して対策というのは考えているのでしょうか。お伺いします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

対策の1つとして、狩猟や止め刺しなど鳥獣被害対策を行うことができる鳥獣被害対策実施隊など効果的な対策について、今後調査検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 今、答弁の中で、鳥獣被害対策実施隊という言葉が出たんですけれども、実は私、これもかなり詳しく調べさせていただきました。鳥獣被害対策実施隊というのを設置することによって、かなりメリットがこれあるんですね、当町にとっても。1つ簡単に言うと、活動をする上で、活動経費に対する特別な交付税の措置があるということですね。あとは、公務被害の適用にもなるということなんですね。また、狩猟税というのものもあるらしいんですけれども、狩猟税の軽減にもなるということで、様々な優遇措置を受けることができるそうです。私も、これから那珂川町には必要ではないかと、今、課長が答弁した実施隊は必要ではないかと思えます。

ちなみに、実施隊について、状況を少し私も調べさせていただきました。令和4年4月時点、去年の4月になるんですけれども、栃木県内で13の市と町がもう既に設置しています。那珂川町の近くで言うと、お隣の那須烏山市や、そちらのお隣の大田原市とか、矢板市とか、那須塩原市なんかを含む13の市でもう既に設置をしております。

なので、那須烏山市のほうともちょっとお電話をして、実施隊のことでいろいろお話も聞いたんですけれども、かなり効率的でいいよという話もお伺いさせていただいたので、この件については、早急な調査をしていただけると思うので、調査をして、設置に向けて努力をしていただきたいと思います。と思っております。

この件については再質問はないんですけれども、先ほどの答弁の中で、もう一つ再質問があるので、させていただきます。

これは細目の4点目、最後のところなんですけれども、狩猟をするのに、もちろん狩猟者というのは銃を買います。狩猟の銃を買うわけなんですけれども、これが結構高額なんですよね。狩猟を目指す方が、当町で一人でも多く増えるように、猟銃の購入補助制度の導入は、私は必要と考えていますけれども、町の考えをお伺いします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

狩猟免許の更新には、補助金が出せているような状況ではあります。ただ、今、議員がおっしゃったように、銃の購入については、まだ対策が取れておりませんので、今後、銃の新規購入者に対して、他市町の状況も見ながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 当町もかなりいろいろな面で手厚く補助をされているのは、私も重々分かっています。これは本当にありがたいことだと思います。補助の更新とか免許に関して那珂川町も補助を出しているということで。

銃の購入については、銃を持っている方に聞くと、丁寧にメンテナンスをしていれば、1回買えば一生もつよという話でしたので、せめて銃の購入制度があれば、お若い方なんかも増えるのではないかと思います。

ちなみに、大田原市では、調べたら、購入費用の2分の1までは出しますと、上限5万円までということで、上限5万円で購入金額の2分の1ということで。那須町はもう少し条件がいいみたいなんですけれども、購入金額の3分の1で上限が10万まで補助制度があるということなので、ぜひ一人でも多く目指せるように導入の検討をお願い申し上げたいと思います。

以上で、1項目めの質問を終わりにしたいと思います。

それでは、続いて、2項目めの質問に入ります。

イノシシ肉加工施設運営についてです。

イノシシによる農作物被害の対策として、平成21年4月よりイノシシ肉加工施設でイノシシ肉の加工、販売が始まりました。

そこで、細目4点について質問をさせていただきます。

1点目、イノシシ肉加工施設の位置づけについて、町の考えをお伺いいたします。

2点目、鹿肉の加工販売について、町の考えをお伺いいたします。

3点目、捕獲したイノシシが豚熱検査で陰性と判明した場合、加工して販売することはできないのでしょうか。お伺いをいたします。

最後4点目、イノシシ肉加工施設の今後の運営について、町の考えを伺います。

以上、細目4点について質問をいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） イノシシ肉加工施設運営についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、イノシシ肉加工施設の位置づけについてですが、当施設は、イノシシ捕獲による農作物被害の軽減と、イノシシ肉を地域資源として特産品化とすることで、那珂川町への人の流れを創出し、地域の活性化を図ることを目的として設置いたしました。

現在は、豚熱感染イノシシが確認されたことに伴い、令和3年9月以降は町内全域で、令和4年1月以降は八溝地域全域で捕獲されたイノシシの受入れを停止していることから、八溝ししまるの加工販売を取りやめております。

令和4年1月からは、豚熱が発生していない県外地域から捕獲されたイノシシの個体を仕入れ、イノシシ肉の加工販売業務を継続しております。引き続き、イノシシ料理などをきっかけとして多くの方に来町していただき、地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目、鹿肉の加工販売についてですが、現在、当町において、鹿による被害状況は報告されておられません。

また、現在の加工施設はイノシシ加工を目的として設置しておりますので、設備の改修等が必要であると考えております。

現時点で鹿肉の加工販売は検討しておりませんが、今後、町内において鹿による被害が発生し、拡大するような場合には、町全体の鹿対策への意識の高まりとあわせまして、鹿加工施設設置の必要性について検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目、豚熱陰性の場合の加工販売についてですが、農林水産省が策定した「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」では、豚熱ウイルスの拡散リスクを低減するため、豚熱陽性が高率に確認されているエリアで捕獲した個体のジビエ利用については、可能な限り避けることが望ましいとされているほか、国からの通達によりまして、豚熱に感染した野生イノシシの感染確認区域からの搬入停止が要請されております。

このため、現在、八溝地域で捕獲されたイノシシの加工施設への搬入を停止しておりますので、豚熱感染の有無に関わらず、加工施設における加工販売ができていない状況となっております。

次に、4点目、イノシシ肉加工施設の今後の運営についてですが、イノシシ肉の加工販売事業は、原材料となるイノシシ個体の買取り費用の経費の増加が、イノシシ肉加工施設の運営上大きな課題となっております。

今後は、効率的に業務に取り組むことにより経費の削減に努めるとともに、限られた在庫のなかで、町内飲食店、旅館等を中心とした需要を賄いながら、付加価値をつけた加工商品

の開発販売等により売上額を向上させるなど、課題解決に向けた業務改善に取り組みながら、引き続き事業を継続してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） では、細目1から再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁で、このイノシシ肉加工施設は、地域の活性化を図ることを目的として設置したという答弁がございます。そうしますと、イノシシ肉加工施設は、利益を求めめるために運営されているのでしょうか、それとも利益は関係なく運営されていると判断しているのでしょうか。その辺、町のお考えをお伺いします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほどの答弁のとおり、当施設は、イノシシ捕獲により農作物被害の軽減とイノシシ肉を地域資源として地域の活性化を図ることを目的として設置しており、利益のみを求めめるための施設とは認識しておりません。

以上です。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 利益のみを求めめるための施設ではないということで、今、答弁をいただきましたので、その辺は了解をいたしました。

それでは、また細目1について再質問をしたいんですけれども、令和3年9月以降からイノシシの受入れが中止との先ほど答弁がありましたね。県は町に対して、受入れ再開のための条件などは出されているのですか。もし出されていればお伺いをしたいと思います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

イノシシの受入れ再開に関する条件に関しましては、現時点で定められておりません。栃木県は当面の間、サーベイランスを継続し、感染動向を確認しているとしております。

町は、イノシシの血液採取の協力を求められておりますので、そちらを積極的にしていきたいと思っております。

血液採取の状況ですが、栃木県から狩猟者に検査キットが配付されており、検体の協力を

した狩猟者には、1体当たり2,500円の報酬が栃木県より直接支払われております。令和5年の実績は、1月から4月で血液検体数7件、そのうち2頭から陽性が確認されている状況になります。

以上です。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 今回の答弁では、定められていないということですね。定められていないということは、場合によっては県の判断で再開をいつするか分からないということにも、逆に取れるということですね。

その中で、先ほど血液検査の話が出ました。1月から4月までで確か7件ということで、ちょっと少ないかなと思うんですけども、いわゆる県は、血液を送って陰性が多ければ多いほど、陰性なので再開してもいいんじゃないかという条件を多分出すんじゃないかと思うんですよ。

ですから、分母の部分でかなり、2,500円というお金も頂けると思うので、血液検査は捕られた方がそれをやると思うので、大変ではあります、その辺、町としても取り組んで、血液検体を上げることによって分母を大きくすれば、要は陽性率が下がるという形で、県も柔軟な対応が取れると私も認識しておるんで、その辺積極的に血液検査が増えるように、町としても取り組んでいただきたいと思います。

その件については、私は答弁は求めませんので、お願いします。

続きまして、細目2の再質問に入ります。

現在、鹿の被害報告はないと答弁の中ではございました。町内では、私も何件かいろいろ情報収集に当たったんですけども、数件の鹿の目撃情報は私も実は耳にしています。親子で歩いているとか、3頭ぐらいで歩いていたとかというのは聞いています。

栃木県では、令和元年から被害面積というのは拡大し続けているんです、データを見ますと。鹿の捕獲率も年々増加しているにもかかわらず、個体数が減らないという県のデータも出ています。県では、これは鹿というのはやはり高い繁殖率を持っているということで、これはデータも出ているんですけども、那珂川町においても、近い将来、被害報告は必ず出てくると思うんですよ。あると思います。後手にならないように、事前の準備というのは私は必要と考えますが、いかがですか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

現時点では、町全体での被害の意識が低い状況にあります。

今後、鹿の被害の状況把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） ぜひ後手後手にならないようお願いいたします。

この件に関しては、再質問はいたしません。

それでは、細目3について再質問をさせていただきます。

細目3についての答弁の中で、豚熱陰性の高率に確認されているエリアという言葉が出ました。これは何を基準に高率と判断しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

豚熱陽性が高率かどうかというところですが、こちらは、栃木県が判断することになりますので、こちらでの答弁は控えさせていただきます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 県が指針したものですから、県が判断ということで、課長答弁したので、

これ以上、この件については町に言ってもどうこうならないと思うんですけれども、もう一つ、細目3について質問したいんですけれども、那珂川町は栃木県に対して受入れ再開に向けてどのように交渉を現在続けているのか、お伺いします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

八溝ししまるの再開についてですが、こちらの意向を栃木県に伝えるとともに、県内の豚熱イノシシの発生状況を情報共有しながら、受入れ再開の時期についての協議を現在進めているところであります。

本年4月に町内から2頭の豚熱陽性のイノシシが確認されているため、受入れ再開の時期については見通しが立っていないような状況にありますが、今後、交渉を行えるような場面がありましたら、積極的に交渉を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 実は、町は温泉とらふぐというブランドもあるんですけども、それも再開の見通しがついていません。それに、今、八溝ししまるも停止ということで、町の活性化のためにも、八溝ししまるというブランド再開に向けて、町には最大の努力をお願いしたいと思うんですね。これ、本当にくどくて申し訳ないんですけども、これは町の死活問題にもなると私は真剣に思っております。

それなので、再度聞きますけれども、町には最大の努力をお願いしたいんですけども、その辺を強くお願いしたいんですが、再度お考えをお願いします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

八溝ししまるは、町のブランド品として広く認知されております。当初の目的である地域活性化に大きく資するものと捉えております。

今後も早期再開に向けまして、豚熱陽性イノシシの発生状況を踏まえながら、引き続き栃木県と協議していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） ぜひ諦めることなく強い姿勢で臨んでいただきたいと思います。

細目3点については、再質問を終わりにいたします。

細目4について再質問をさせていただきます。

細目4の課長答弁の中で、経費の節減という言葉が出てきたんですね。経費の節減という答弁がありましたが、現在、イノシシ肉加工施設は4名の職員が日々一生懸命頑張っております。職員の構成についてお伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

4名の構成についてですが、勤務時間の長い加工施設作業員が3名、勤務時間の短い加工施設作業員が1名で、いずれの職員も、従事すべき業務の内容はイノシシ肉加工施設に係る全作業となっております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 再度質問させていただきます。

構成4人の中でAとBという形で、今、答弁いただきまして、全員がイノシシ肉加工施設に関わっていると、加工に関わっているという答弁をいただきましたので質問しますが、このイノシシ肉加工に関しては、技術や経験、非常にこれは大切なんですね。今日あしたに来てすぐできるということでないのは、これは課長も皆さんも把握していると思います。

そういうことで、私はどうしてもこの経費の削減というのが、引っかかってしょうがないですけれども、経験や専門的な技術が本当に必要なんですね。なので、その辺を私は重んじているんですけれども、町としてはその辺を、どのように考えているんですか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

イノシシ肉加工に関しましては、知識や経験、専門的な技術が必要であると考えております。食肉加工の経験のある職員を中心に、技術の向上を図っております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 技術の向上を図っているということで、ぜひともこれは継続して続けていただきたいと思います。

それと、もう一つ再質問したいんですけれども、イノシシ肉加工施設、これが休みの日はもちろんありますよね。今、土日休みだと思ってるんですけれども、休みの日でも取引先のお客先は営業されている日があります。そのような状態で、取引先で商品が品切れのときなど、直接職員の携帯に電話があり、商品がないから補充をしてくれよと、対応しているのが現状なんですね。もちろん職員も、お客様を大切にしたいということで、できる限り対応している。これは本当に私もその気持ちは重々分かります。せめて土曜日の交代による勤務体制があれば、取引先に迷惑かけることがなくなると私は思うんですけれども、土曜日の交代勤務についての考えというのは町はあるのか、お伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えいたします。

イノシシ加工施設は、原則土曜日及び日曜日を休業と定めております。取引先には周知を図った上で、ご理解をいただいているところでございます。

例外としまして、ゴールデンウィーク、長期休暇においては、例えば道の駅ばとう等へイノシシの肉の補充のために交代勤務により対応するケースもありました。

今後も、取引先にはご理解いただきながら、引き続きなるべく平日に注文をいただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 課長の答弁は、もう重々これは分かります。

その中で、もう一点再質問させてもらいたいんですけども、イノシシ肉の加工施設の職員は先ほどから4名ということでお話はしているんですけども、私も何回も加工施設には足を運んで、職員の方といろいろお話をさせていただいて、日々前向きに、新商品開発等に努力をされています。これも、担当課との意見交換をする場などを設けることによって、施設の運営にプラスになると思うんですけども、その辺はどう考えていますか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

現在でもほぼ毎日、産業振興課の職員が加工施設に出向きまして、受注状況の確認等を行っております。

また、これまでも業務改善等の際に意見交換をしてまいりましたので、引き続き必要に応じて打合せを実施していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 引き続き打合せをとということで、毎日データを持って来ている職員は、私も打合せに来ているときに職員の方が来られているんですけども、ほとんど資料を渡してUターンをして帰ってしまうという状態なので、課長とか補佐が定期的に施設の職員とお話をして、お互いに伸びるように、それを私は望んでいるということで、この再質問をしたのであって、ぜひそれは実施していただければと思います。

イノシシ肉加工施設の今後の運営のためにも、町がイノシシの受入れ再開と町のブランド

の八溝ししまるの復活のために、先ほども何回も何回も私は言っていますけれども、最大の努力をお願いしたいと思います。

最後に、福島町長にこのイノシシ肉加工施設について、町長もこれは必要だということは私も聞いているんですけども、町長の考えとして、残したいというのはこれは当たり前と思うんですけども、町長はどのようにお考えなのか、町長のお言葉をお聞きしたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 町長の考えということですが、このイノシシ肉加工施設、平成21年からずっと続けられておりまして、ただ、豚熱という病気が来てしまいまして、なかなか地元産のイノシシが使えない状況でございます。そして、それが地元から県内一円に広がってしまいまして、栃木県産のイノシシが使えない。ただ、そこで働いてくださっている方々、代替わりはしましたけれども、現在働いてくださっている方、お若い方が数名いらっしゃいます。その方々は非常にやる気もあります。技術的にも向上されており、先ほど議員がおっしゃったように、狩猟の免許も取得されていると、こういう状況にあります。

ですから、町としましては、せっかくこれだけの技術を身に着けた職員、簡単に手放したくはありません。イノシシが入らないからといって、その施設を閉鎖するとかそういうことは一切考えておりません。

ただ、地元産のイノシシが使えぬ間、別の地域から譲っていただいて、それを地元の飲食店等を中心に使っていただいている、こういう状況でございます。ただ、八溝ししまるといいうブランド名は使えませんけれども、イノシシ料理としてこの地域に定着した料理、これは何としても守っていきたいと思っております。

それとあわせて、イノシシも大事でありますけれども、この地域で養豚業、これも非常に大事な業務であります。そちらのほうに迷惑のかからないような方法で、少しでも早く、先ほど血液検査で陰性になればいいんじゃないか、ただ、それでも検査までの期間とかもあります。それと、移動しなければなりません。基本的に陽性になってしまったら10キロ圏は移動禁止、こういう状況でございます。

そういう部分も守りつつ、この那珂川町に根づいた八溝ししまる、これを再開できる日のために、あの加工施設は残しつつ、働いている方々にもしっかりと技術上達していただいて、来る再開のときには、一斉に那珂川町のブランド品になっておることを宣伝できる、そんな日を楽しみに町は存続を図ってまいりたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

す。

○議長（益子純恵） 鈴木 繁議員。

〔8番 鈴木 繁登壇〕

○8番（鈴木 繁） 町長の力強い答弁をいただきましたので、私もほっとしました。

以上で、8番、鈴木 繁の今回の2項目に対する一般質問の全てを終了いたします。

○議長（益子純恵） 8番、鈴木 繁議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後 零時22分

再開 午後 1時30分

○議長（益子純恵） 再開します。

◇ 神 場 圭 司

○議長（益子純恵） 1番、神場圭司議員の質問を許可します。

神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 1番、神場圭司です。

それでは、通告書に基づき、2項目、幼児期の発達段階における運動の重要性についてと町道小口長峰線の改良整備について、一般質問を行います。

それでは、1項目、幼児期の発達段階における運動の重要性について、細目5点についてお伺いいたします。

文部科学省の幼児期運動指針では、このようなことが書かれています。

現代の社会は、科学技術の飛躍的な発展などにより、一般的な生活をするためだけであれば、必ずしも高い体力や多くの運動量を必要としなくなっており、そうした大人の意志は、子どもが体を動かす遊びをはじめとする身体活動の軽視につながっています。

幼児にとって体を動かして遊ぶ機会が減少することは、その後の児童期、青年期への運動やスポーツを楽しむ資質や能力の育成の阻害にとどまらず、意欲や気力の減弱、対人関係、コミュニケーションをうまく構築できないなど、子どもの心の発達にも重大な影響を及ぼすことにもなりかねません。

幼児は、心身全体を働かせて様々な活動を行うので、心身の様々な側面の発達にとって必要な経験が相互に関連し、相積み重ねられていく。このため、幼児期において遊びを中心とする身体活動を十分に行うことは、多様な動きを身に着けるだけでなく、心肺機能や骨形成にも寄与するなど、生涯にわたって健康を維持したり、何事にも積極的に取り組む意欲を育んだりするなど、豊かな人生を送るための基盤づくりになることから、以下のような様々な効果が期待できます。

体力、運動能力の向上、健康的な体の育成、意欲的な心の育成、社会適応力の発達、認知的能力の発達などなどあります。

それを踏まえて、細目1点目、町認定こども園において、子どもたちは普段どんな遊びをしているのか、伺います。

細目2点目、町認定こども園で実施している運動プログラムの内容を伺います。

細目3点目、町認定こども園で実施している運動プログラムの効果について伺います。

細目4点目、運動プログラムによる子どもたちの運動量は十分か、伺います。

細目5点目、日本サッカー協会（JFA）が取り組む幼児を対象とした無料の巡回指導事業を取り入れるべきと考えるが、町の考えを伺います。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） 幼児期の発達段階における運動の重要性についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、子どもたちの普段の遊びについてですが、ひばり認定こども園及びわかあゆ認定こども園の子どもたちは、ゼロ歳児から年長児まで、それぞれの園庭や室内で遊んでおります。園庭では、遊具やボールなどで遊ぶほか、保育教諭と体を動かしたり、子どもたち同士、砂場で遊ぶなど様々な遊び方があります。また、室内では、積み木などのおもちゃや、巧技台などで体を動かして遊ぶ子どももおります。

次に2点目、運動プログラムについてですが、目的は、子どもたちの健全な運動発達を理解し、これを支援するための知識や技術を保育教諭が学ぶとともに、子どもたちの運動意欲を高め、自己肯定感や集団活動の楽しさを学ぶことであり、両園とも、主に3歳から5歳児

クラスを対象に、4月を除いて毎月1回、栃木県スポーツ協会のジュニアスポーツ指導員を講師として実施しております。

プログラムの内容は、運動発達チェックリストにより子どもたちの状態を確認して、年齢ごとの目標を設定し、講師からその目標に向けた効果的な運動遊びに関する助言を保育教諭へ行い、保育教諭が子どもたちの普段の保育に取り入れるというものです。1回の実施時間は、年齢ごとに30分程度で、前半15分で観察、後半15分で指導を行っております。また、プログラムの実施前後には、講師と保育教諭によるカンファレンスを行い、意識の共有や振り返りを行っております。

次に3点目、運動プログラムの効果についてですが、保育教諭は子どもたちの現状に合った適切な指導方法のアドバイスを受けることができ、自信を持って日々の保育に臨むことができいております。また、子どもたちも体を動かすことの楽しさを感じており、運動に対して積極的な姿勢が見られます。プログラムを実施していく中でも、前月の反省点が翌月には達成できているなど、具体的な成長も見られております。

次に4点目、運動プログラムによる運動量についてですが、1点目のご質問に対する答弁のとおり、運動プログラムは保育教諭の知識・技術の習得や子どもたちの運動意欲向上が目的でありますので、その運動量の過不足については把握してございません。

しかし、運動プログラムに関わらず、年齢に合った適切な運動は子どもの健全な心身の発達に必要であると認識しておりますので、子どもたちにより多くの機会を与えられるよう検討してまいります。

次に5点目、日本サッカー協会による巡回指導事業についてですが、受入れのためには各園の年間行事の調整や受入れ準備等が必要であることから、各園と協議してまいります。

しかし、先ほどお答えしましたとおり、運動の機会を増やしていくことは重要でありますので、サッカーに限らずどのような運動が取り入れられるか、今後各園と調整してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） それでは、再質問に入らせていただきます。

細目1点目は、再質問はありません。

次に、細目2点目の再質問に入ります。

プログラムの年間予算は幾らかかっているのか、伺います。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

運動プログラムの年間の予算はということでございますが、先ほど答弁しましたように、2園をそれぞれ4月を除き年間11回指導していただいております、その指導員の報償費として17万6,000円を令和5年度は予算計上しております。

以上です。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 幼児期に遊びを通じて学ぶメリットとして、巧緻性を学ぶことができます。幼児期にとっては巧緻性が大切だと考えるので、これからも子どもたちの現状に合った指導方法、アドバイスを受け、プログラムの実施を切望して、細目3点目を終わりにいたします。

次に、細目4点目の再質問に入ります。

運動量の過不足については把握していないとありましたが、子どもたち個人個人に合ったプログラムなのか、お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

個人個人に合ったプログラムなのかということでございますけれども、こちらの運動プログラムは、体の動かし方やルール設定などがクラスごとに一律で行っております。

しかし、子どもたちそれぞれの状態に合わせて、一部体の動かし方を省略したり簡単にしたり、ルールを緩和したりするなどして、子どもたちにそれぞれ合わせて、無理のないような範囲で実施をしております。

以上です。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 細目4点目も了解いたしました。

細目5点目に入ります。再質問に入ります。

先月5月17日に市貝町の認定こども園での無料巡回指導を視察してきました。視察の中で、無料巡回指導を通じて、やんちゃな子で集団行動が苦手だった子も自律性が芽生え、生活に

変化が表れ、集団行動ができるようになり、小学校への準備につながったという父兄の話もいただきました。

無料巡回指導の様子を一度見ていただきたいと思いますが、この巡回指導は、栃木県内自治体で25市町中20市町が受け入れて指導を受けています。受けていない市町は、那珂川町をはじめ5市町のみです。指導の費用は道具一切も含め無料で、こども園の先生の負担も全くありません。むしろ無料巡回指導の指導者に全てお任せできるので、先生方はかえってありがたいとのことでした。ぜひとも無料巡回指導を見学していただき、事業を当町認定こども園でも取り入れていただきますよう強く要望して、1項目め、幼児期の発達段階における運動の重要性についての質問を終わりにいたします。

次に、2項目、町道小口長峰線の改良整備について、細目2点について質問させていただきます。

細目1点目、測量は平成29年に実施され、5年以上経過しているが、町道小口長峰線の改良整備の進捗状況について伺います。

細目2点目、地元行政区からの要望事項でもあり、県営最終処分場に関連した町地域振興計画に位置づけていることから、優先して進めるべきと考えるが、町の考えを伺います。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） 町道小口長峰線の改良整備についてのご質問にお答えします。

まず1点目、改良整備の進捗状況についてですが、本路線は小口地区と小砂地区を結ぶ総延長2.1キロメートルの日常的に利用される生活道路であるほか、路線付近には美術館やキャンプ場などの観光施設が点在し、町外から訪れる観光客にも利用される路線となっております。

本路線の整備につきましては、平成29年度から令和元年度にかけて測量及び設計を実施し、令和2年度から用地取得に着手しました。今年度につきましても、引き続き用地取得を予定しております。

次に、2点目、優先的に事業を進捗させることについてですが、本路線につきましては、令和4年2月に策定しました第2次那珂川町地域振興計画の町道改良舗装事業における整備が位置づけられております。

本路線の事業の進捗につきましては、先ほど申し上げましたとおり、用地取得を継続して行っている状況でありますので、今後の改良整備につきましては、用地取得の進捗により計画的に着手してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） それでは、再質問に入らせていただきます。

用地取得完了はいつになるのか、お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） ただいまのご質問にお答えします。

用地取得の完了時期であります。現在、改良工事に着手するために用地取得を進めております。

今後の用地取得の進め方としましては、全ての用地を取得してから改良工事に着手するのではなく、工事を進めながら並行した用地取得を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 本路線の整備については、平成29年から測量、設計等を実施し、令和2年から用地取得に着手しており、現在も用地取得を進めているとの答弁をいただきました。

地元住民の生活道路となっており、整備が待たれる路線であります。工事に着手する時期をお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） ただいまのご質問にお答えいたします。

工事着手の時期につきましては、用地取得の状況を見まして、改良工事が発注できる土地が確保できた段階で速やかに着手してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 用地取得の進捗により工事に着手するとのことですが、路線全ての整備が完了するのはいつになるのか、お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 建設課長。

○建設課長（横山和則） ただいまのご質問にお答えいたします。

整備完了の見込みにつきましては、用地の取得状況や補償物件、電柱等の移転状況によっ

て変動してまいりますので、正確な整備完了時期は申し上げられませんが、路線の延長や1年間に施工できる工事量、整備費の財源等を考慮しますと、工事に着手してからおおむね10年程度の期間を考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 神場圭司議員。

〔1番 神場圭司登壇〕

○1番（神場圭司） 細目1点目については了解いたしました。

次に、細目2点目ですが、最後に、町道小口長峰線改良整備については、処分場立地の際の周辺住民との約束のほうです。今年、処分場が稼働いたします。既に開通していてもいいはずだと考えますが、現在、工事が遅れている状況にあります。この路線には、美術館やキャンプ市場などもあり、観光の面からも町のPRにもなると考えます。

なので、早期完了を強く要望して、神場圭司の一般質問を終わりにいたします。

○議長（益子純恵） 1番、神場圭司議員の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（益子純恵） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時52分